

身近になったインターネット

インターネットを中心とするIT（情報通信）技術の普及は、都市と地方との格差を解消し、自宅に居ながらさまざまな情報入手や手続きを可能にしました。

市では、みなさんに快適で高速なインターネット環境を提供するため、ケーブルテレビのエリア拡大を支援しています。現在、市内の約90パーセントの世帯で接続が可能となっており、今後も拡大していく予定です。

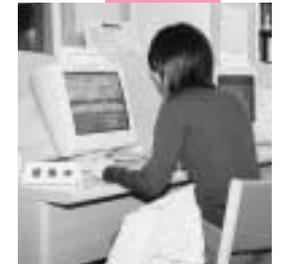
インターネットを使った行政サービス

インターネットを使った行政サービスも続々と増えています。
電子申請ができるもの

- 町内会長変更届
- 軽自動車納税証明
- ダウンロードできる申請書**
- 市税に関する閲覧・申請証明書
- 保育所入所申込書
- 郵便請求用戸籍証明請求用紙

いずれも市のホームページ
<http://www.city.tsuyama.okayama.jp/> から利用できます。

このほかにも市では次のような



サービスを提供しています。

ホームページで利用できること

- 市立図書館の本をインターネットで予約（事前登録要）・検索
- 駐車場の空き情報を検索
- 議会の議事録、市の例規集検索

インターネットを利用してみよう

現在、市では市立図書館、グリーンビルズ津山リージョンセンターに、パソコンを設置しています。使用前に各施設で申し込みをしてお利用ください（無料）。

また、もっと身近にインターネットを体験できる場所を増やすため、2月末を目途に各公民館にインターネットのできるパソコンを配置します。

身近に、そしてますます便利になったインターネットやIT技術は、体験してみることが大切です。いろいろな機会に挑戦してみましょ。

情報化についてのお問い合わせは、市情報管理課 32 2 045へご連絡。

国民年金はあなたの未来を応援します！ 万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金

国民年金には、老後に支給される**老齢基礎年金**のほかに、若くして事故や病気で障害が残ったときに支給される**障害基礎年金**や、死亡したときに支給される**遺族基礎年金**があります。

障害基礎年金

国民年金加入中の病気やけが、20歳前の事故や病気などから、国民年金の障害等級の1級・2級の状態になったときに支給されます。
支給に必要な条件



初診日（障害のもとになった病気・けがで初めて医師の診療を受けた日）の前々月までの**保険料納付要件**（20歳前障害を除く）を満たしていること

障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日。またはそれまでに症状が固定した日）に、**国民年金の障害等級表の1級または2級の障害の状態**になっていること、または、その後65歳までに該当するようになっていくことなど

遺族基礎年金

国民年金加入中や老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人によって

生計を維持していた子を持つ妻か、子に支給されます。
支給に必要な条件

死亡月の前々月までの**保険料納付要件**や**国民年金受給資格要件**子が18歳に到達する年度の年度末まで（障害があるときは20歳になるまで）の間にあることなど
手続きは忘れずに

どちらも国民年金に未加入、保険料が未納状態では、支給できません。国民年金加入届けなどの切り替え手続きは忘れないようにしてください。また納めることが困難なときは相談してください。

確定申告用国民年金保険料のお問い合わせ先
 国民年金保険料は国（社会保険事務所）が収納事務をしています。確定申告に使用する平成15年中の納付額について必要な場合は、津山社会保険事務所（田町） 23 1165へご連絡。

国民年金についてのお問い合わせは、市保険年金課（市役所1階5番窓口） 32 2072 または津山社会保険事務所（田町） 22 7116へご連絡。